

No.27



# デンジャラス通信

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

2024年元旦に、大地震が能登半島で起きました。震度7の揺れと続く余震、津波、さらに寒さが被災地を襲いました。犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表し、被災されたみなさまにお見舞い申し上げます。誰もが東日本大震災を思い出したことでしょ。石川県の志賀原発だけでなく、福井や新潟の原発に異常はないか、不安になりました。また、珠洲市の皆さんが28年もの闘いを経て珠洲原発計画を中止に追い込んでくれたから、原発震災が起きずに済んだことを直視しなくてははいけません。地震などの災害はいつどこで起こるか分かりません。脱原発の決意を新たにしましょう。

白木-丹生断層から敷地までの距離：約500m

美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

【報告】12/8 40年廃炉訴訟 口頭弁論  
震源極近傍について再反論  
高浜1・2号第29回 + 美浜3号第27回

## ■午前の高浜1・2号機の裁判

【この間の新聞記事から】

北村栄弁護士団長は、原発の老朽化の危険性が指摘されている中、40年どころか60年超も稼働しようとする政府・電力会社を批判しました。また、関電原発の使用済み核燃料プールは数年で満杯になるうとしていること、福島原発事故処理汚染水の海洋放出の問題などを指摘しました。原発は、他の公害とも比べものにならない大きな被害を半永久的にもたらすと述べ、裁判所が時代・世代を見据えて判断するよう求めました。

## ■午後的美浜3号機の裁判

【被告への反論：震源極近傍の地震動について】

午後的美浜事件の裁判では甫守弁護士が、極近傍の地震について国が審査しなかったことを説明する国側第34準備書面に対する反論を行いました。

当初国は、関電が申請書で検討していなかったから審査もしなかっただけと開き直っていましたが、この国の準備書面では、地震の審査において「震源が敷地に極めて近い場合」の規制ができた経緯は、敦賀原発と浦底断層の距離250mのケースが出てきたからだったことと、美浜原発とC断層、白木-丹生断層は、耐専式（原発の地震動評価を行うために作られた経験式）の適用範囲内であるから検討しなくていいのだという屁理屈を述べています。



名古屋から100km  
運転開始から47年  
美浜原発3号機



震源極近傍の地震  
審査もしてない！  
原発を止めて！

## 【次回期日】

証人尋問を控えての重要局面です！

どうか傍聴をお願いいたします！

2024年3月5日（火）名古屋地裁2号法廷

9:40～名古屋地裁南で原告受付&ミニ集会

高浜1.2号機 10:30～第30回口頭弁論

- ・能登半島地震を踏まえて：中根祐介弁護士
- ・中性子照射脆化 新たなデータから過小評価がより明確に：小島寛司弁護士

・電気ケーブルの老朽化 補充主張：谷次郎弁護士

美浜3号機 13:30～第28回口頭弁論

- ・(未定)震源極近傍 被告への反論：甫守一樹弁護士
- ・火山影響過小評価 伊方原発差止訴訟の専門家証人尋問結果をもとに補充：中野宏典弁護士
- ・期間間の新聞報道から見る原発問題：北村弁護士

\*被告側のプレゼンがあるかどうかはわかりません。  
\*裁判後、報告集会@桜華会館2階「富士桜」  
報告集会はZoom配信あり。ホームページご参照。

しかし甫守弁護士は、そもそもの新規制基準でこの極近傍の震源の規制を作った検討チーム会合の議事録の中から専門家の発言を詳細に書き起こし、被告側の解釈が間違っていることを明らかにしました。専門家（防災科研の藤原広行氏）は、極近傍では従来の計算手法は破綻するので、別の形で不確かさを上乘せすべきだと言っているのであり、その距離は「1kmとか2km以内」とも言っています。地震ガイドの中にも、極近傍の距離について規定した文言はなく、ましてや「震源が“敷地”に極めて近い場合」とあるので、炉心からの距離は関係ありません。

また国は、耐専式では、一応アスペリティ（地震断層面上で強く固着した領域。ここが動くと強い地震波を出す）を仮定した等価震源距離で評価しており、美浜原発と2つの断層の値は耐専式の極近距離の線（平均値でしかない）から大きく乖離していないので、改めて極近傍の地震動として検討する必要はなかったと主張していますが、この理屈も全く理解しがたいものであると甫守弁護士は批判しました。

耐専式を作るために集められたデータセットの中に美浜原発と2つの断層のデータが含まれていたとしても、それと美浜のケースが極近傍に当たるかどうかは全く関係がありません。そもそも耐専式の適用性の判断はいい加減であることを、他の原発の例を挙げて説明するとともに、特に島根原発では、国自身が大崎総合研究所に委託研究してもらった成果として極近傍「2km」基準を使って検討しているのに、なぜ美浜原発では使わなかったのかと追及しました。

結局、関電は審査の時間切れを恐れて極近傍の地震を検討しなかつただけかもしれないのに、国は極近傍に該当するかどうかの判断について関電に質問することもなく、後付けで審査しなかつた言い訳をしているのです。

□ 直接対決!

【予告】原告 vs 被告それぞれの専門家を証人尋問  
2024年4/26(金) + 5/10(金) 午前・午後

中性子照射脆化について、原告側・被告側それぞれ2人ずつの証人尋問が行われます。原告側は、原発老朽化問題研究会の井野博満さんと高島武雄さんです。証人尋問が終われば、最終弁論となります。残すところあとわずか。お見逃しなく!

2024年4月26日(金)名古屋地裁2号法廷  
午前・午後 証人尋問 破壊靱性遷移曲線について  
原告 井野博満証人  
被告 鈴木雅秀証人  
午前：主尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人  
午後：反対尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人  
再主尋問・補充尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人

2024年5月10日(金)名古屋地裁2号法廷  
午前・午後 証人尋問 PTS状態遷移曲線とPTS評価について  
原告 高島武雄証人  
被告 中村秀夫証人  
午前：主尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人  
午後：反対尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人  
再主尋問・補充尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人

※主尋問・・・申請した側の代理人が質問するもの  
※反対尋問・・・申請した側の敵側の代理人が質問するもの  
※補充尋問・・・裁判官が質問するもの

被告側証人の意見書はホームページに掲載。

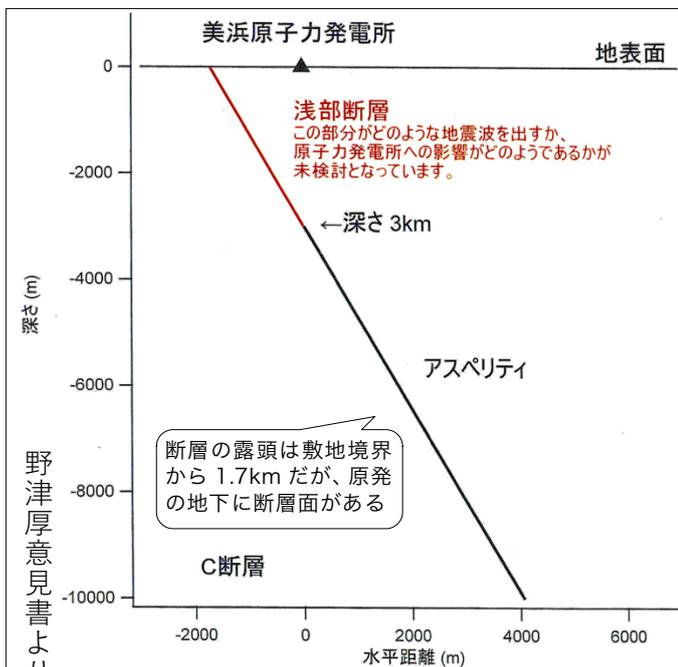


図3 美浜原子力発電所とC断層とのおよその位置関係 (ほぼ南側から見た断面図)

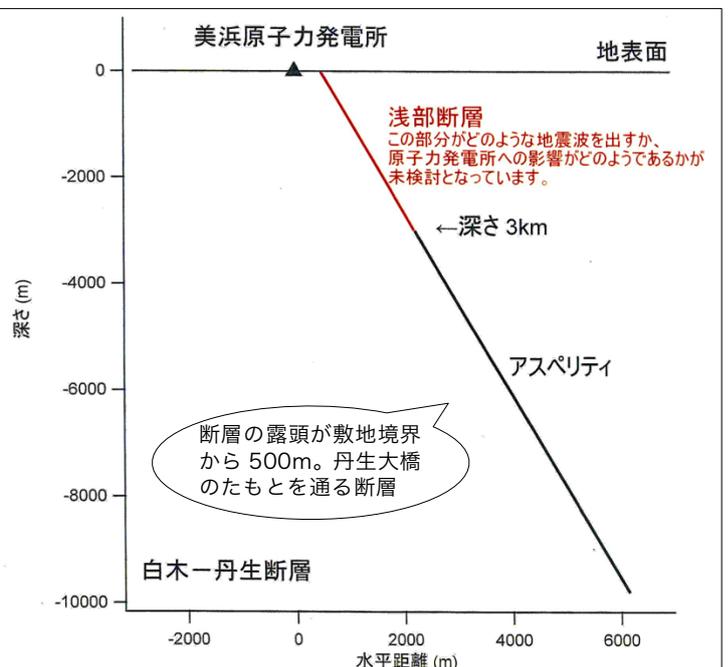


図2 美浜原子力発電所と白木-丹生断層とのおよその位置関係 (ほぼ南側から見た断面図)

横浜国立大学工学部第二部(夜間部)で機械工学(5年制)を学んだ。3年生の時に結婚、卒業後に長女が生まれてからは、保育や学童保育の運動にも取り組み、民間保育園の保護者協議会の事務局長・会長などを務めた。

#### ■知識に裏打ちされた専門性

高島は助手になり、46歳まで横浜国大で勤めた。学生に教えるということ(講義による教育)をしなくなったが、大学では助教授・教授にはなれないことがわかっていたので転職した。小山(おやま)高等専門学校(高専)の助教授になった。小山高専では、専門の「伝熱工学」だけでなく、「機械設計法」(ねじや歯車などの機械要素の設計)や「計測工学」なども担当した。

原子力市民委員会に加わるようになったのは、退職後の2015年に岩波書店の雑誌「科学」に、水蒸気爆発について論文\*を出すことを手伝うようにと後藤政志氏と故・筒井哲郎氏に頼まれたのがきっかけだ。

\*「原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性」(科学 85(9)=997:2015.9)

コロナ禍以前は、原子力市民委員会規制部会に毎月出席していた。会議では、井野博満氏の中性子による压力容器材料の脆化の話などは、専門外ということもあって、聞き流していた。高島は当初、「中性子脆化は鉄中の不純物によるもので、昔作られた压力容器の話。最近のものは大丈夫だろう」と、高を括っていた。しかし、压力容器の脆性破壊の条件として、破壊靱性遷移曲線の外に、PTS状態遷移曲線が関係していることに気づかされた。両曲線が交わると原子炉が壊れるということだ。原子炉の冷やし方次第でPTS状態遷移曲線は大きく変わるのではないかと思い始め、調べてみようと思ったのは2018年の終わりごろだった。

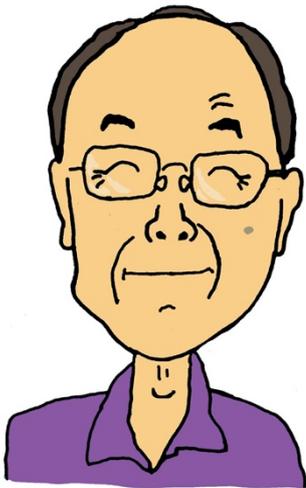
#### ■初めて出された、老朽化する原子炉のデータ

東京電力福島第一原発の事故後の2011年11月から2012年7月にかけて、原子力安全・保安院が「高経年化技術評価に関する意見聴取会」を開催した。資料として、九州電力玄海原発のデータが出された。普通、電力会社は計算のためのデータを公表しないが、「聴取会」の要求ということで、原発の寸法や熱伝導率などの物性値など、計算に必要な数値

【toold40 インタビュー】高島武雄(伝熱工学)  
元「伝熱屋」は在野の一市民、  
「センサー」と呼ばないでください

「金属が痛がる、それが応力です」と高島武雄は言う。「自分の指を引っ張ってみてください。痛いでしょ、固定されているのを引っ張ると痛い。それが応力です。」高島は伝熱工学の専門家として、「中性子照射脆化に関する意見書」(2022年12月)の中のPTS(加圧熱衝撃)現象について執筆を担当した。

#### ■働きながら学ぶ、研究する道



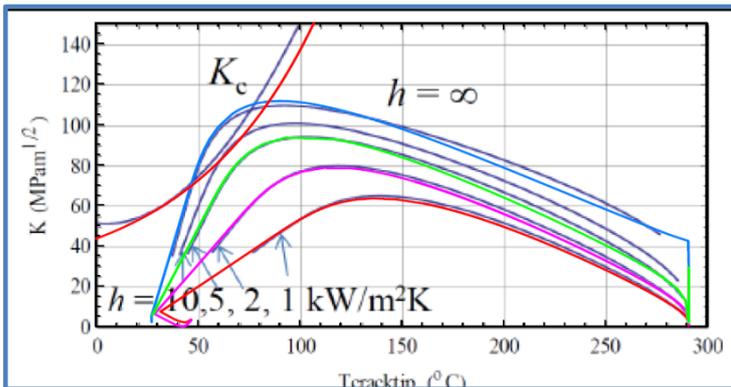
高島武雄は、1951年サンフランシスコ平和条約が締結された年に、新潟県関川村で生まれた。体は小さかったが優等生(自分で言うのだから確かなはず)だった彼は、村で初めて長岡高等専門学校(高専)機械工学科に進学した。家から高校に通った2人の兄と違

って、村を出て寮で暮らしてみたかったからだ。高専を卒業するころには、階級社会の仕組みが分かっている、どう生きるか悩んだ。とりあえず民間企業・日産車体に2年間勤めた。自動車の整備部品カタログを作るために生産ラインに行くと、そこはまさに、鎌田慧の『自動車絶望工場』(1973年)の世界だった。

高島は、会社に勤めながら公務員試験を受け、横浜国立大学化学工学科の技術職員のポストを得た。仕事は、学生の実験・実習の指導や助言、所属研究室の実験機器等の製作・管理、所属教員の実験データ処理など。時間があれば、自分でテーマをもって研究することもできた。高島は、「水蒸気爆発」を自分のテーマとして研究した。製鉄所やアルミ製品の工場によく事故が起こる。2000℃に溶けた鉄が、老朽化した設備の破損などで漏れ、冷却用の水と接触することで、水蒸気爆発を起こすのだ。高島は、実験を繰り返した。

職場では労働組合の役員としても活動した。夜は、

と温度分布や応力分布の計算例が提出された。さらに「聴取会」の福井大学の飯井俊行委員による応力拡大係数の計算例も提出されたのだ。高島は、これらの結果と自分が計算した結果を比較することで、初めて高浜1、2号機、美浜3号機のPTS解析ができることを確認した。冷却開始からの時間経過による温度分布の変化は、「伝熱工学」の教科書どおりである。応力分布は「聴取会」の資料にある式を使って計算すればよい。さらに、仮想き裂先端部の温度（下グラフ横軸）に対応する応力拡大係数(K)（下グラフ縦軸）を計算した。応力拡大係数の計算方法は、日本電気協会の JEAC4206 に書いてある。1kW/m<sup>2</sup>K から無限大までの異なる熱伝達率(h) の場合の、応力拡大係数の計算結果（色付きの線）は、「聴取会」に提出された福井大学の飯井氏の結果（黒実線）とよく一致した（下グラフ）。K<sub>c</sub>は破壊靱性値である。



40年廃炉訴訟では、今年5月10日に高島が証人尋問を受ける。被告側の中村秀夫証人と対決する。おそらく2つの点がポイントになるだろう。

#### ■原子炉の痛みを小さく計算する「クラッドあり」

1つは、関西電力（実際は三菱重工が計算）が、原子炉内のクラッド（ステンレスの内張り）をあるものとして温度分布を計算したので、熱応力も応力拡大係数（上グラフ縦軸）も小さくなったことだ。原子炉容器の中に水を入れて急に冷やすと、金属の外側との温度差によって内側には引張応力が生じる。金属は痛くなるのだ。ところが内張りを考慮して計算すれば、温度の冷え方は緩やかになり、応力も小さくなる。

ちなみに、JEAC4206の2007年版にクラッドについて記載がないことは、日本電気協会も原子力規

制庁も認めている。だから、クラッドありで計算してはならないのだ。それが証拠に、改訂したJEAC4206の2016年版では、「クラッドあり」で計算することが初めて明記された。ただし2016年版では、残留応力も追加しなければならない。つまり、クラッドを溶接した時に応力が生じ、冷やした後も残るのだ。関西電力は、残留応力は考慮したくない、でもクラッドありで温度変化を緩やかに計算したい。だから矛盾する計算、つまり2007版に記載のないクラッドありでの温度変化の計算を行ったのだ。これは許されない！

■圧力容器は水で冷やすのに、空気で冷やした実験で確認?!

2つ目の問題は、熱伝達率（左グラフのh）の計算式が成り立たないことだ。熱伝達率（鉄と水との間の熱の伝わりやすさ）は、温度分布、応力分布を計算する際に重要だ。しかし、300℃の容器に27℃の水をかける実験はやられていないので、JEAC4206では計算式で出した熱伝達率を使う。ところが、その計算式の適用の妥当性は、三菱重工がアルミニウム板を空気で冷やす実験で確認したに過ぎない。空冷と水冷がまったく違うのは明白だ。何より水は沸騰する。

最近、2枚の垂直平板の間に水を流す実験の報告が見つかった。そこでも、JEAC4206で指定する式とは異なる式で熱伝達率を求めている。圧力容器を水で冷やす場合に、JEAC4206の計算式を適用して良いとは確認されていないのだ。それを「相似則」ということばで言いくるめようとするのは許されない！

これらを明らかにして、40年廃炉訴訟を勝ちたいと思う。

□—————

【事故】高浜1号機 配管から蒸気漏れ  
次の事故が起きる前に廃炉を！

高浜原発1号機は、今年で運転開始から50年です。1/22、この高浜1号機で蒸気漏れとの報道に緊張が走りました。1/21の夜、タービン建屋の給水ブースタポンプ（主給水ポンプの吸込みを補助するポンプ）で、配管の蒸気漏れを確認した1台を停止し、異変のみられた別のブースタポンプも停止して、稼働が3台中1台となったため、電気出力を40%に下げていると関電は発表。環境への放射能の影響はないとしています。

給水ブースタポンプは保安規定上の定めがなく、3台中2台が停止しても保安規定違反にはならないそうです。

その後、関電は、蒸気漏れについて、2002年の定期検査で配管の上にある足場を取り付け直した際、もとの位置からずれて配管との隙間が十分に確保されない状態となり、運転中に熱で膨張した配管が接触して溶接部分に負荷がかかって、配管が割れたとみられると発表しました。また、この配管は運転開始以来、取り替えは行っていなかったそうです。

老朽原発の再稼働ということで、詳細な点検を行ったとしていましたが、把握できていなかったこととなります。他にもこうした箇所はあるのではないのでしょうか。

関電は、蒸気漏れしたポンプの部品の取り替えを行い、異変が見られた別のポンプは問題なかったとして、2/8にも出力を100%に戻すとしています。

関電の推定通り、施工不良だったとして、高浜1号機が延長運転しないで廃炉になっていれば、今回の蒸気漏れを起こすことはありませんでした。

潜在的な自然災害の脅威に加えて、老朽化や施工不良の見逃しのリスクが一層高まる老朽原発は速やかに廃炉にすべきです。

【貸切バス満員で参加しました】12/3 大阪集会  
「とめよう！原発依存社会への暴走」



名古屋からは貸切バス満員の27人が参加。福井、青森、愛媛、茨城など全国から1600人が参加しました。

COP28で米国が呼びかけた「世界全体の原発の設備容量を2050年までに3倍に増やす」との宣言に日本が賛同したことについて批判が相次ぎました。大島堅一・龍谷大教授（環境経済学）が、自著「原発のコスト」に関連して、原発立地地域への交付金や、福島放射能廃棄物の処理費用など莫大なコストを税金で賄うことから、原発は「政府や東京電力にとっては安くても、国民にとっては高い」と解説しました。

40年廃炉訴訟市民の会は、草地共同代表がスピーチ。名古屋から参加のみんなで並んでアピールしました。

集会後は、イチヨウ並木の美しい御堂筋を「すべての原発、いまして廃炉」とコールしてデモ行進しました。

【美浜3号】差止め仮処分

福井地裁・大阪高裁 どちらも決定は3月

美浜原発3号機は、国内で初めて40年超の老朽原発で再稼働した（2022年8月）不名誉な原発です。再稼働前に住民ら8名が申し立てた仮処分は大阪高裁で、また昨年1月に10名が申し立てた仮処分は福井地裁で、それぞれ昨年12月に審理が終了しました。

福井地裁は、12/12に最後となった第5回審尋が開かれました。本訴の確定判決を待たずに仮処分を求める必要性があることについて、関電は必要性がない、大地震が切迫していることを債権者（住民）が示すべきだと主張しましたが、裁判所は、地震はいつ起こるか分からない、その立証を債権者に求めるつもりはないと述べたそうです。井戸謙一弁護士は、常識的な判断であり、常識的な決定を望むと期待を寄せました。

翌12/13が大阪高裁抗告審の第6回審尋で、双方が争点についてプレゼンを行いました。裁判所が関電に対し、震源極近傍について、検討した上で極近傍に当たらないと判断したのか、およそ当たらないとして検討しなかったのかと質問したところ、関電の代理人は答えに詰まってしまったそうです。

仮処分では、避難計画に実効性がないことも重要争点です。能登半島地震を踏まえれば、原発震災時に避難も屋内退避もできないことは明らかです。

どちらも決定は3月中に出るそうです。この決定を受けて、3/31に美浜全国集会が開かれます。結集しましょう！

【要請に賛同しました】原子力災害対策指針」は非現実的！能登半島地震で露呈！どの原発も動かすべきではない

FoE Japanと「原子力規制を監視する市民の会」の呼びかけによる表題の趣旨の原子力規制委員会に対する要請に、40年廃炉訴訟市民の会として賛同しました。

全国から163団体、1373名の賛同があり、1/31に提出されました。会場の参議院議員会館には、市民やメディアら約30名、全国からオンラインでの参加者を含めて100名以上が集まりました。

現在、原子力災害対策指針に基づいて、自治体が原子力防災計画を策定しています。しかし、能登半島地

震により、避難計画が役に立たないことが以下のように分かりました。

○5km 圏内 (PAZ) : ヨウ素剤を探し出し、服用するような余裕はない。

○30km 圏内 (UPZ) : 屋内退避によって被ばくを防ぐ前提だが、家屋倒壊・津波から一刻も早い避難が求められた。

○30km 圏内 (UPZ) : 一定の線量になったら避難を指示される前提だが、モニタリングポストの欠測・通信断絶で、避難指示を判断できない、伝わらない。

○幹線道路を使って避難：道路の寸断、地盤隆起により避難は困難。決められていた避難先も被災。など。

「指針」が現実に機能しないのが明らかである以上、原発を動かすべきではありません。

しかし、規制庁は、「規制委において、自然災害と原子力災害との複合災害に際しては、人命最優先の観点から、まず自然災害に対する安全が確保されたあとに原子力災害に対応することが重要であるという考え方が示された」「能登半島地震を踏まえて原子力災害対策指針を見直すことは考えていない」と驚くべき回答をしました。

市民側が「被ばく防護は放棄するのか」と質すと、規制庁は否定せず、「被ばくの可能性はある」「被ばくをゼロにするという考え方を我々は持っていない」と、被ばくを前提とした開き直りの回答がありました。

原子力規制委員会設置法には、原子力規制委員会の任務として、「国民の生命、健康及び財産の保護」と書いてあります。被ばく防護を放棄するなら一体何を規制するのでしょうか。



【不当判決！】東電福島原発事故損害賠償請求訴訟  
最高裁へ向けた全国署名スタート！

昨年11/22、名古屋高裁民事第1部(松村徹裁判長)は、愛知、岐阜に避難された方々の東電福島原発事故損害賠償請求訴訟の控訴審で、国の責任を認めない不当判決を言い渡しました。

1審名古屋地裁は、敷地高さを超える津波について、2006年には予見できたとしましたが、高裁は、地震調査研究推進本部が長期評価を公表した2002年末までに予見できたと判断。しかも、長期評価は理学的根拠

に基づくものとして信用性があるとなりました。

しかし、結果回避については、原告の水密化ができたなどの主張を否定。国は、水密化は事故前に確立した知見とは言えない、事故前は基本がドライサイトコンセプトだと主張したので、原告は、それこそ後付けで、ドライサイトコンセプトなど過去の資料でも出てきたことはないと反論しましたが、高裁は、国の意見書などを見ると、水密化ではなく防潮堤を建設することになったのではないかと、その防潮堤の想定は、今回の津波を防げるようなものではなかったとしました。

東電株主代表訴訟東京地裁は、裁判官が福島第一原発で津波侵入経路を確認の上、水密化はできたのにしなかったと東電幹部の責任を認めたのに！

認められた賠償金額は下がった原告が多かったようです。1審は中間指針で認めたものを「どんぶり勘定」で認めただけで、高裁は、すでに受け取った金額や請求した金額を細かく認定。

避難の相当期間については、「一審原告らが事故当時に居住していた場所がいかなる区域であるかのみならず、避難及び避難生活に関する個別の事情を考慮した上で判断すべきである」として、1審のような事故の年の年末までなどの一定の基準は何も書いていないそうです。

1mSv を超えるところから避難した相当性は認めましたが、現時点まで相当とは認めず。年間20mSvを下回る被曝が健康被害を与えると認めるのは困難とする判決でした。

原告らは「とうてい納得できるものではない」として、他の地域の訴訟団と協力して、最高裁にむけた全国署名運動をスタートしました。応援しましょう！  
\*署名用紙は、下記HPよりダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜

【HP】<https://damatchaoren.wordpress.com>

【E-Mail】[damatchaoren@gmail.com](mailto:damatchaoren@gmail.com)

【新たな脱原発裁判】中部電力カルテル株主代表訴訟  
公正公平な電力自由化で脱原発へ  
取締役は課徴金275億円その他損害の  
責任をとりなさい！

関西電力、中部電力、中国電力、九州電力によるカルテルの損害について、昨年10/12に各地で脱原発株主が株主代表訴訟を提起しました。

株主代表訴訟とは、会社が取締役の責任追求を怠っている場合に、株主が会社を代表して経営責任を追求し、損害賠償を請求する訴訟です。

中部電力に関しては、同社の脱原発株主運動をして

きた株主から6名が原告に、弁護団は、40年廃炉訴訟弁護団メンバーと重なる北村弁護団長、藤川弁護団事務局長と若手弁護士で結成され、名古屋地裁に提訴しました。被告は、中部電力と中部電力ミライズの取締役14人です。

1/22の第1回口頭弁論では、私たち市民の会の事務局長でもあり、長年、脱原発株主運動に携わってきた安楽知子さんが原告意見陳述を行いました。

被告・取締役らはといえば、驚くべきことに、取締役の誰と誰がいつ頃、どのようにカルテルの合意をしたのか原告が説明するよう求釈明を出してきました。こちらが聞きたいです。公取の認定した事実以外に原告である株主は知りようがありません。

佐野信裁判長は、中部電力が東京地裁に提訴したカルテル処分の取消訴訟を気にしている様子でした。

仮に取り消されて課徴金が戻ってきたとしても、入札資格停止や補助金停止処分の損害は残ります。

5月に弁論準備手続が入りましたが、口頭弁論は決まっています。

なお、この訴訟に中部電力が会社として補助参加しています。その費用は電気料金なのでしょうか？

電力市場が公正公平な自由競争となれば、安全でもなく安価でもなく安定でもない原発は速やかに淘汰されていくはずですが。

同じ名古屋地裁で原発ともかかわる訴訟を、私たち市民の会も応援、協力していきます。

訴訟について詳しくは、下記サイトをご覧ください。

脱原発！中電株主といっしょにやろう会（中部電力有志株主グループ）

代表世話人（安楽）

e-mail: chubukabu@gmail.com

https://chubukabu.wordpress.com



【ご案内】3/10 さよなら原発パレード in ぎふ

第50回さよなら原発パレード in ぎふ

「福島事故は終わってない！」

2024年3月10日（日）

10:30～@清水緑地公園（JR岐阜駅南側）

パレード11:00～

主催：さよなら原発・ぎふ

（連絡先：伊藤 090-8952-0013）

□ \_\_\_\_\_  
【2011.3.11 福島第一事故から早13年】  
3.11 原発ゼロ NAGOYA ACTION



【日時】 2024年3月10日（日） ※雨天決行

【集会開始】 14:30

【デモ出発】 16:00

【集合場所】 オアシス21（地上部）

【14:30～リレートーク】

【16:00～デモ出発】

311のキャンドルナイト☆

【日時】 2024年3月11日（月）

【集会開始】 18:30（3.11 緊急事態宣言発令の19:03にろうそくを灯す）

【集合場所】 希望の広場（地下鉄「栄」駅11番出口地上、噴水前）

\*アイリーン・美緒子・スミスさん、白石草さん、マエキタミヤコさん呼びかけの311のキャンドルナイトに連帯して行います。

【主催】 原発ゼロ NAGOYA ACTION

□ \_\_\_\_\_  
【3/31 美浜に集結！】名古屋からバス出します！  
「老朽原発ただちに廃炉！美浜全国集会」

ぜひ一緒に！名古屋栄から貸切バスで美浜集会に参加します。バスのご案内は、40年廃炉訴訟市民の会のホームページをご覧ください。お電話でのお問い合わせは、080-9495-9414（草地）まで。

地震も事故も待ったなし！老朽原発ただちに廃炉！  
美浜全国集会

と き：2024年3月31日（日）

12:30～集会 集会後デモ（解散16:00）

ところ：美浜町保健福祉センターはあとぴあ1F

（福井県三方郡美浜町郷市25-20）

特別報告：老朽原発運転差止め仮処分について

井戸謙一弁護士

主催 老朽原発うごかすな！実行委員会

TEL：090-1965-7102

☆老朽原発うごかすな！実行委員会は、6/9（日）午後到大阪市内で「とめよう！原発依存社会への暴走 大集会&デモ」を予定しています。会場は2ヶ月前に決まります。こちらをご予定をお願いいたします。

【参加を！】争点解説&弾き語りライブ  
40年廃炉訴訟市民の会 第8回総会

早くも8回目となりました。証人尋問を控え、結審時期も見えてきたため改めてこの裁判の争点を担当弁護士から解説していただきます。火山担当の中野弁護士の弾き語りライブも見逃せませんよ！

と き：2024年2月25日（日）13:10 開場  
と ころ：名古屋YWCA 2Fビッグスペース  
地下鉄「栄」東5番出口より東へ3分

第1部 13:30～ 総会

第2部 14:30～ 裁判の争点解説

○全体状況（藤川誠二弁護士）

○老朽化 中性子照射脆化問題（小島寛司弁護士）

電気ケーブル問題（谷次郎弁護士）

○火山影響評価の問題（中野宏典弁護士）

○耐震安全性問題（甫守一樹弁護士）

○放射性廃棄物（伊神喜弘弁護士）

♪♪ 中野宏典弁護士 弾き語りライブ！♪

○弁護団長から（北村栄弁護士）

参加費無料、会員でなくてもどなたでもご参加歓迎

Zoom 配信  
あります  
HP 参照

【お願い】2024年度会費納入をお願いします！

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2024年度も引き続きご支援をお願いします。会費は2,000円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がござります。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2023年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いたします。

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号：00810-0-153748

口座名義：40年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード：9900（ゆうちょ銀行）

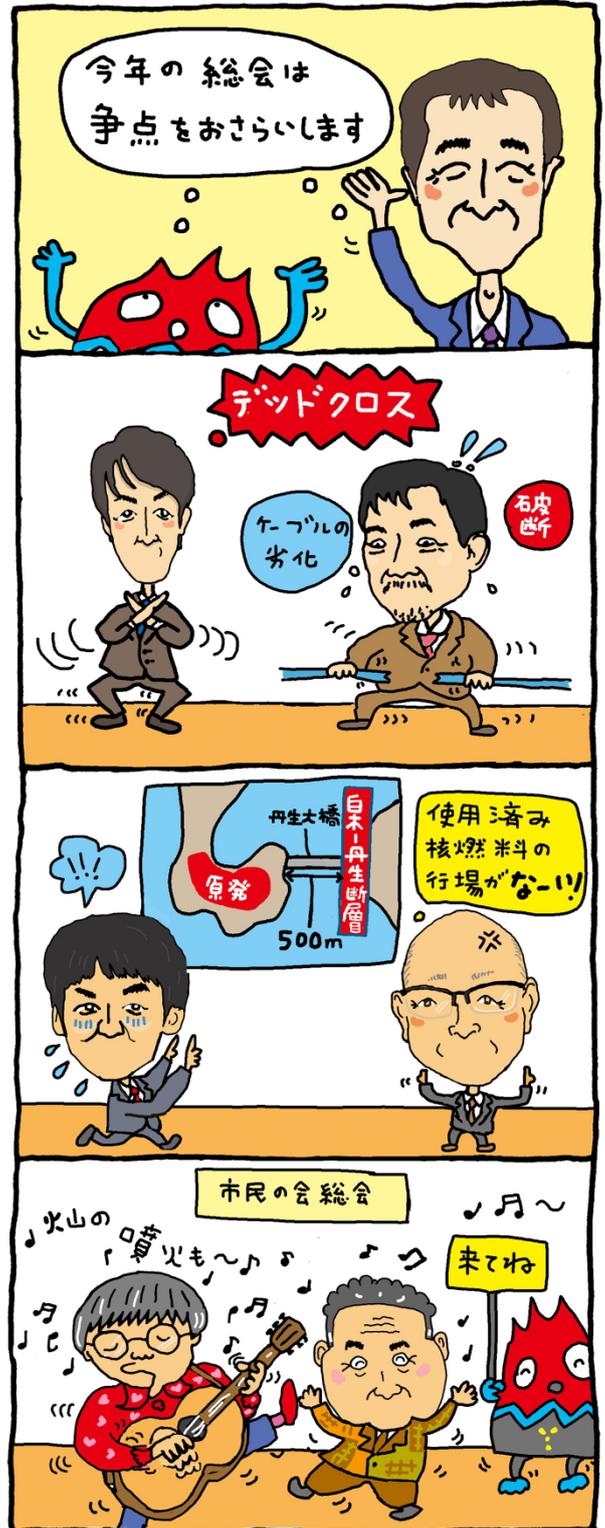
店番号：089

当座預金

店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）

口座番号：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。



茶畑和也『2024 いろんなハート展』3.11(月)～17(日)  
ギャラリー安里 11:00～18:00(最終日 16:00 まで)  
名古屋市千種区末盛通1-18 覚王ハイツ1F TEL 052-762-5800

【デンジャラスくん通信 発行責任】  
★老朽原発 40年廃炉訴訟市民の会★  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18-22  
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内  
TEL：080-9495-9414  
E-mail：toold40citizens@gmail.com  
HP：http://toold-40-takahama.com/people/  
FB、Instagram、TwitterなどはHPからどうぞ

**TOOLD40@NAGOYA**  
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会